

逗子市カーボンニュートラル推進補助金  
(逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金)

逗子市カーボンニュートラル推進補助金

(逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金)

# 申請の手引き

令和6年7月

逗子市 環境都市部 環境都市課

逗子市カーボンニュートラル推進補助金  
(逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金)

目次	頁
1 目的	3
2 補助事業の範囲	3
3 補助対象経費及び補助金額	4
4 補助金を受け取るまでの手続きの流れ	5
5 申請に必要な書類等	6
6 交付申請書の提出期限	9
7 完了報告書の提出期限	9
8 交付申請の内容を変更する場合の手続き	9
9 完了報告に必要な提出書類	10
10 提出書類の記載例	11
11 その他	15

## 1 目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの利用及び温室効果ガスの排出量の削減等を促進するため、既存住宅の省エネ改築工事を行う者等に対して、補助金を交付するものです。

## 2 補助事業の範囲

- 補助の対象とする工事（補助対象工事）は次のとおりです。

補助対象工事	
省エネ改修工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・省エネルギー効果が見込まれる断熱効果の高い窓に改修する工事並びに壁、天井又は床の断熱改修工事</li><li>・国等の補助金において、製品として登録されている窓、ガラス及び断熱材を使用すること（全て未使用品）</li><li>・<u>1つの居室において外気に接する全ての窓の改修工事を行うことを必須とする。</u></li></ul>
高日射反射率塗装	<ul style="list-style-type: none"><li>・太陽光線に含まれる近赤外線領域光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある高日射反射率塗装を既存建築物の屋上、屋根及び外壁に塗布する工事</li><li>・国内の第三者機関における日射反射率測定値が近赤外線領域において50%以上の未使用の塗料を使用すること</li></ul>

ただし、以下の要件を満たすものとします。

- ・市内の既存住宅（工事完了後も補助対象者が常時居住するもの）であること
- ・耐震性能を確保した住宅であること（昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したものの又は現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの）
- ・導入する窓、ガラス、断熱材及び塗料が全て未使用品であること
- ・補助対象工事を行った住宅に居住し、該当住所に住民登録があること
- ・市税に滞納がないこと
- ・逗子市暴力団排除条例第2条第1号から第3号まで及び第5号に規定するものでないこと
- ・同一年度内に、「逗子市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金」の交付を受けていない又は受ける予定がないこと

**注意点**

- ① 市内に転入する申請者は、補助事業を実施する年度の3月15日(完了報告)までに、補助対象設備の設置された住宅において、逗子市の住民登録をする必要があります。
- ② 補助金の申請者以外に、補助対象工事を施工する住宅の所有者がいる場合は、その全ての所有者の同意を書面で得る必要があります。「設置同意書(第4号様式)」
- ③ 賃借人が申請する場合は、住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の同意を書面で得る必要があります。
- ④ 補助を受けた補助対象設備は、5年経過する前に市長の承認を受けないで処分することはできません。また、市長の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。
- ⑤ 風致地区内にある住宅は屋根・外壁塗装に使用する塗料の色彩に制限がありますので、事前にご相談ください。

### 3 補助対象経費及び補助金額

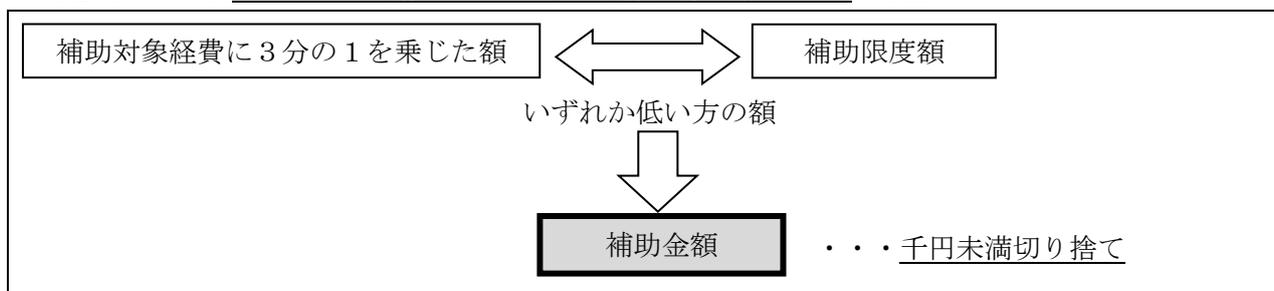
○ 補助対象経費は、補助対象工事の材料及び工事に要する経費です。

ただし、算出に当たっては、次の金額を控除します。

- ・ 逗子市以外の補助金を受けた場合は、補助対象経費に係る補助額
- ・ 消費税及び地方消費税相当額

設備の種類	補助限度額
省エネ改修工事	7万5千円
高日射反射率塗装	7万5千円

○ 補助金の額は、「補助対象経費」に3分の1を乗じた額と「補助限度額」のいずれか低い方の額とします。(ただし、千円未満の端数があるときは端数金額を切り捨てます。)



## 4 補助金を受け取るまでの手続きの流れ

申請者

- 申請書等の提出

申請者本人または同一世帯のご家族が窓口でご申請ください。施工業者等による代理申請は受け付けておりません。

逗子市

- 申請書の受理、審査
- 交付決定の通知

申請書が(不備のない状態で)受理されると、2週間程度(申請状況により変わります)で交付決定通知を発送します。なお、先着順で受け付け、予算額に達した時点で受付を終了します。

申請者

- 補助事業の着手
- 補助事業の完了
- 完了報告書の提出

交付決定前に設置工事の着手をすると補助金を受けられなくなりますのでご注意ください。

完了日は、「設備の設置工事の支払い完了日」です。

補助事業が完了した日から30日を経過した日(年度末の場合は3月15日)までに完了報告書が(不備のない状態で)受理される必要があります。期日を過ぎると、補助を受けられなくなりますのでご注意ください。

逗子市

- 完了報告書の受理、審査
- 交付金額確定の通知

申請者

- 交付請求書の提出

交付請求書の受理から1ヶ月程度(申請状況により変わります)で逗子市から補助金が振り込まれます。

振込通知は行いませんので、交付請求書に記載の口座をご確認ください。

逗子市

- 補助金の振り込み

## 5 申請に必要な書類等

○ 下記に記載した書類の内容をよくご確認ください、不備のないようにご用意ください。

(申請書は市ホームページからダウンロードできます。)

※書類が揃っていないものや内容に不備があるものは受付できません。

※申請内容によっては追加書類提出をお願いする場合があります。

	必要書類	内容
①	補助金交付申請書(第3号様式の2)	申請者氏名は申請者自身で署名してください。
②	工事請負契約書又は見積書の写し	契約者と住所及び工事場所住所が記載されているもの、工事着工予定日、工事完了予定日が分かるものを添付してください。
③	補助対象工事の仕様等	補助対象製品が国等の補助金において、製品として登録されていることがわかる書類を添付してください。また、補助対象工事ごとの経費が分かるものを添付してください。
④	国等の補助金対象製品一覧	設置する補助対象設備の登録型番掲載箇所 ※高日射反射率塗装の場合は要件を満たすことが分かる第三者機関による性能証明書及びパンフレット等の写し
⑤	住宅の案内図	補助対象工事を施工する住宅の位置が分かるものを添付してください。
⑥	補助対象住宅を表示した関係図面	補助対象住宅の建築図面(平面図、立面図)
⑦	改修工事箇所の現況写真	工事前の写真をA4縦白色の紙に印刷又は添付してください。また、図面上に該当箇所を明示してください。
⑧	設置同意書(第4号様式) 【該当者のみ】	申請者以外に補助対象工事を施工する住宅に所有者がいる場合は、所有者全員の同意書を添付してください。
⑨	・賃貸借契約書の写し ・当該住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の同意書 【該当者のみ】	賃借等している住宅に補助対象工事を施工する場合は添付してください。
⑩	建物の建築確認書等	建築確認書で補助対象住宅の建築年月日が確認できない場合は、確認できる書類(逗子市課税課で発行する評価証明書等)

※ 必要書類②・③で工事着手予定日、工事完了予定日及び補助対象設備ごとの経費が確認できない場合は補助対象工事等内訳書を添付してください。

○ 内訳書（交付申請時）の記載例

申請書の着手予定日、完了予定日及び補助対象経費が契約書で確認できない場合（完了報告時の着手日、完了日及び補助対象経費が確認できない等の場合）は、次の例を参考に作成した内訳書等を作成し、添付してください。

※ 責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載することで、押印を省略することができます。

例

補助対象工事等内訳書（交付申請）

令和 年 月 日付け申請者（ ）と工事請負者（ ）間の契約書記載の金額のうち、補助対象となる経費の設備ごとの内訳明細等は次のとおりです。

1 契約書記載の金額のうち補助対象となる経費

- (1) 断熱窓  
○ 設備費等（材料費＋工事費） 円（税抜き）
- (2) 高日射反射率塗装  
○ 設備費等（材料費＋工事費） 円（税抜き）

2 補助対象設備に関する工事等の期間

- 着手予定日 年 月 日  
○ 完了予定日 年 月 日

以上の内容に間違いのないことを証明します。

年 月 日

逗子市長

工事請負者 法人名（団体名）  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
所在地 \_\_\_\_\_  
責任者及び担当者の氏名・連絡先 \_\_\_\_\_

例

補助対象工事等内訳書 (完了報告)

令和 年 月 日付け申請者 ( ) と工事請負者 ( ) 間の契約書記載の金額のうち、補助対象となる経費の設備ごとの内訳明細等は次のとおりです。

1 契約書記載の金額のうち補助対象となる経費

- (1) 断熱窓  
○ 設備費等 (材料費+工事費) 円 (税抜き)
- (2) 高日射反射率塗装  
○ 設備費等 (材料費+工事費) 円 (税抜き)

2 補助対象設備に関する工事等の期間

- 着手日 年 月 日  
○ 完了日 年 月 日

以上の内容に間違いのないことを証明します。

年 月 日

逗子市長

工事請負者 法人名 (団体名)  
代表者名 ㊟  
所在地  
責任者及び担当者の氏名・連絡先

## 6 交付申請書の提出期限

- 交付申請書の提出期限は、補助対象工事に着手する約2週間前であって、補助事業を実施する年度の2月末までです。

なお、次の点にご注意ください。

### 注意点

- ① 申請書が(不備のない状態で)受理されると、2週間程度(申請状況により変わります)で交付決定通知を発送します。余裕をもったスケジュールでご提出ください。
- ② 交付決定前に設置工事の着手をすると補助金を受けられなくなりますのでご注意ください。

## 7 完了報告書の提出期限

- 完了報告書の提出期限は、補助事業完了の日から30日以内、または補助事業を実施する年度の3月15日のいずれか早い日までです。次の点にご注意ください。

### 注意点

- ① 期日までに完了報告書が提出されない場合は、補助を受けられなくなりますのでご注意ください。
- ② 完了の日とは、工事完了日、工事の支払い完了日、工事が施工された既存住宅の支払い完了日、工事が施工された既存住宅の引渡し日のうち、提出書類で確認できる日付で最も遅い日となります。

## 8 交付申請の内容を変更する場合の手続き

- 申請した計画の内容を変更、中止または廃止する場合は、変更内容が確認できる書類(変更後の契約書の写し等)を添付のうえ、逗子市カーボンニュートラル推進補助事業変更承認申請書(第6号様式)を提出して、事前に承認を受ける必要があります。

なお、申請内容の変更にあたっては、補助金交付決定金額を増額して申請することはできません。

- 申請者の住所等が変わった場合は速やかに文書で届け出てください。

## 9 完了報告に必要な提出書類

- 完了報告時には、「逗子市カーボンニュートラル推進補助事業完了報告書（第8号様式）」に、次の書類を添えて提出してください。

提出書類	備考
(1) 補助対象工事に係る領収書及び内訳書の写し	・補助対象のすべての工事について、申請者と同一の方が支払いを完了したことを証明する領収書（写し）などの書類をご提出ください
(2) 補助対象工事等内訳書（完了報告） 【該当者のみ】	・補助事業完了日及び補助対象経費が確認できない場合は、内訳書（完了報告）（記載例は8頁）を添付してください。
(3) 補助対象工事が確認できるカラー写真	・補助対象工事が施工されたことが分かる写真を添付してください。 ・窓：改修した全ての窓 ・外壁塗装：施工後の写真、使用前・使用済の塗装材の缶のカラー写真
(4) 使用した塗料の型式と現場名が記載された出荷証明書または納品書の写し	・塗料出荷元が発行したものを添付してください。
(5) 国、県からの補助額が確認できるもの 【該当者のみ】	・補助対象工事に関して国、県からも補助を受けている場合は、補助金交付決定通知書の写しなどの書類を添付してください。
(6) その他市長が必要があると認めるもの	【基本的には不要】

# 記載例

第3号様式の2 (第4条関係)

逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付申請書  
(逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金)

空欄のままで窓口にお  
持ちください

## \* 赤字が記載箇所

年 月 日

逗子市長

申請者 住 所 逗子市逗子5-2-16  
氏 名 逗子 太郎  
電話番号 046-873-1111

逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付要綱第4条第1項の規  
定に基づき、申請者として申請することになります。  
なお、市税納付状況及び住民票記載事項について、確認することを同意  
します。

日中連絡の取れる連絡先。  
携帯電話も可

### 1 補助事業の内容

対象補助事業名	逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金
補助事業 (該当する□に「✓」を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修工事 <input type="checkbox"/> 高日射反射率塗装
設置する場所 (所在地※)	逗子市
所有権	<input type="checkbox"/> 申請者のみの所有 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者を含む複数の者の所有 (設置同意書を添付すること。) <input type="checkbox"/> 申請者以外の者の所有 (設置同意書を添付すること。)
着手予定日	令和〇年5月1日
完了予定日	令和〇年9月30日

※ 住居表示を記載してください。住居表示のない土地については地番を記載して

申請者以外に所有者  
がいる場合は、設置同  
意書 (第4号様式) が  
必要です。

逗子市カーボンニュートラル推進補助金  
(逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金)

2 補助対象経費内訳

(1) 改修工事

改修工事箇所	材料費	工事費	合計
窓 (必須)	200,000円	100,000円	300,000円
壁 (任意)			
天井 (任意)	150,000円	200,000円	350,000円
床 (任意)			
		① 改修工事箇所の 合計額 (税抜)	650,000円
		② 国・県等の補助金 申請 (予定) 額	100,000円
		③ 補助対象経費 (ア) - ②)	550,000円
		④ 補助対象経費に 3 分の 1 を乗じた額 (千円未満切捨て)	183,000円
		申請額 (④又は75,000円の うち、いずれか低い 額)	75,000円

逗子市カーボンニュートラル推進補助金  
(逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金)

(2) 高日射反射率塗装

改修工事箇所	材料費	工事費	合計
屋根			
外壁			
		① 高日射反射率塗装の合計額（税抜）	
		② 国・県等の補助金申請（予定）額	
		③ 補助対象経費（①－②）	
		④補助対象経費に3分の1を乗じた額（千円未満切捨て）	
		申請額（④又は75,000円のうち、いずれか低い額）	

3 販売・設置・工事請負事業者の連絡先

N O	種 類	事 業 者	担 当 者	連 絡 先（電 話 番 号）
1	断熱窓	株式会社断熱窓	〇〇	046-873-××××
2				
3				
4				

※ 逗子市が、逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付に係る内容確認等の範囲において、「3の販売・設置・工事請負事業者の連絡先」に記載した担当者等に確認します。

## 記載例

第4号様式 (第4条関係)

設置同意書

交付申請書提出日の同  
日またそれ以前

年 月 日

逗子市長

同意者 住 所 ..... 逗子市逗子5-2-16 .....  
氏名 (自署) ..... 逗子 花子 .....  
電話番号 ..... 046-873-1111 .....

私の所有 (管理) している次の住宅において、逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付要綱に基づき、次の補助金申請者が補助対象設備を設置することに同意します。

設置する場所 (所在地※)	逗子市 <u>逗子5-2-16</u>
補助金申請者の氏名	<u>逗子 太郎</u>
補助金申請者との関係	<u>配偶者</u>
設置に同意する補助対象設備の種類 (該当する「✓」を記載)	<input type="checkbox"/> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス <input type="checkbox"/> 再エネ・省エネ・蓄エネ機器 (太陽光発電設備及び定置式蓄電池システム) <input type="checkbox"/> 再エネ・省エネ・蓄エネ機器 (家庭用燃料電池システム) <input type="checkbox"/> 再エネ・省エネ・蓄エネ機器 (HEMSシステム) <input type="checkbox"/> 電気自動車用充給電設備 <input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修等省エネ対策 (改修工事) <input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修等省エネ対策 (高日射反射率塗装)

※ 住居表示を記載してください。住居表示のない土地については地番を記載してください。

# 記載例

第8号様式 (第9条関係)

逗子市カーボンニュートラル推進補助事業完了報告書

年 月 日

逗子市長

**\* 赤字が記載箇所**

住所 逗子市逗子5-2-16  
氏名 逗子 太郎  
電話番号 046-873-1111

令和〇年7月1日付けで交付決定のあった逗子市カーボンニュートラル推進補助事業完了したので、次のとおり報告します。

提出日を記載。事業完了年月日から30日以内又は令和7年3月15日のいずれか早い日までに市に提出する必要があります。

空欄のままでも窓口にお持ちください。

1 補助金の種類

- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス
- 再エネ・省エネ・蓄エネ機器 (太陽光発電)
- 再エネ・省エネ・蓄エネ機器 (家庭用燃料電池システム)
- 再エネ・省エネ・蓄エネ機器 (HEMSシステム)
- 電気自動車用充電設備
- 既存住宅断熱改修等省エネ対策

2 交付決定日及び交付決定番号 令和〇年7月1日 〇逗環都発 第 1 号

3 補助事業に係る経費の内訳 (別紙)

4 設置場所 (所在地※) 逗子市 \_\_\_\_\_

5 完了日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (支払い完了日)

※ 住居表示を記載してください。住居表示のない土地については地番を記載してください。

逗子市カーボンニュートラル推進補助金  
(逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金)

3 補助事業に係る経費の内訳 (別紙)

		ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	太陽光発電設備及び定置式蓄電池システム	家庭用燃料電池システム	HEMSシステム	電気自動車 充電設備	改修工事	高日射反射率塗装	
a	補助事業に係る経費	円	円	円	円	円	650,000 円	円	
b	国補助金予定額	円	円	円	円	円	100,000 円	円	
c	県補助金予定額	円	円	円	円	円	円	円	
d	補助対象経費 a - (b + c) * 千円未満切り捨て	円	円	円	円	円	(d × 1/3) 183,000 円	(d × 1/3) 円	
e	補助額	円	円	円	円	円	75,000 円	円	
f	交付申請額 * d と e のいずれか 小さい額を記入する	円	円	円	円	円	75,000 円	円	
g	交付申請額の合計 * f の合計								75,000 円

## 11 その他

○ 問合わせ先

逗子市環境都市部環境都市課  
TEL 046-873-1111 内線 456 457  
FAX 046-873-4520

○ 提出方法

申請者本人または同一世帯のご家族が逗子市役所 2 階、環境都市課窓口でご申請ください。

○ 市の施策へのご協力をお願い

補助対象設備の導入後、電力発電量の調査やアンケート等のご協力をお願いする場合があります。